（参考様式）

富士市健康づくりデイトレーニング事業　重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている富士市健康づくりデイトレーニング事業について、サービスを提供する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

１　提供する事業所の所在地

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名称 |  |
| 管理者氏名 |  |
| 事業所所在地（連絡先・電話番号） |  |

２　営業日及びサービス提供時間

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日 |  |
| サービス提供時間 |  |

３　提供するサービスの内容について（実施するプログラムなど）

|  |
| --- |
|  |

上記に加え、６か月ごとに運動器の効果測定を行います。

４　利用者負担額について

|  |  |
| --- | --- |
| １割負担 | １回250円 |
| ２割負担 | １回500円 |
| ３割負担 | １回750円 |

５　その他の費用について

|  |  |
| --- | --- |
| 食費（おやつ代） |  |
| 原材料費 |  |
| 保険料 |  |
| その他（○○費） |  |

６　サービスの提供にあたって

（１）　サービスの提供にあたって、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。住所などに変更があった場合は速やかにお知らせください。

（２）　利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援等が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

（３）　サービスの提供は、介護サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに基づいて行ないます。なお、介護サービス計画又は介護予防ケアマネジメントは、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

（４）　サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

（５）　サービスの提供にあたっては、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

７　秘密の保持と個人情報の保持について

（１）　サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

（２）　利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

８　緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

９　事故発生時の対応について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等（地域包括支援センターより介護予防支援等の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。